様式第１０号（第１０条関係）

浄化槽の水質検査に関する通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　浄化槽管理士

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日にあなたが管理する浄化槽について、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第１０条第１項の保守点検を実施しましたので、さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例第１１条第３項の規定により、下記のことをお知らせします。

　　なお、浄化槽の水質検査については、備考に記載のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　浄化槽の設置場所 |  |
| ２　お知らせすること | 法 | 第７条第１項第１１条第１項 | に規定する水質に関する検 |
| 査が行われていないこと。 |

　備考

　　　浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、法の規定により、浄化槽設置後の水質検査（法第７条第１項）と毎年１回の定期水質検査（法第１１条第１項）を受けなければならないとされています。

様式第１１号（第１０条関係）

浄化槽の清掃に関する通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　浄化槽管理士

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日にあなたが管理する浄化槽について、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第１０条第１項の保守点検を実施しましたので、さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例第１１条第３項の規定により下記のことをお知らせします。

　　なお、浄化槽の清掃については、備考に記載のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　浄化槽の設置場所 |  |
| ２　お知らせすること | 浄化槽の清掃が必要であること。（理由）□　定期的な清掃が行われていないため。□　汚泥が溜まっており、引き抜く必要があるため。 |

　備考

　　　浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、法の規定により、毎年１回（全ばつ気方式の浄化槽にあっては、おおむね６か月ごとに１回）以上、浄化槽の清掃をしなければならないとされています（法第１０条第１項）。